

国住指第 4650 号
令和 2 年 3 月 31 日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、当分の間、建築確認検査業務等の実施にあたっては、下記の点に留意されるようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁、所管行政庁に対してこの旨周知いただきますようお願いいたします。

また、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関に対しては、別添のとおり通知していますので、参考にお知らせいたします。

記

建築確認検査業務等の実施にあたっては、電子申請又は郵送による申請の受付、電話等による情報の確認等を最大限活用するとともに、業務の効率的な実施、業務時における換気や咳エチケットの徹底を行う等、感染予防に最大限配慮すること。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 高木、矢吹
TEL : 03-5253-8513